明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五）　一
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一六）　二

〔告　示〕

○令和四年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限（厚生労働一九）　二
○妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同二〇）　三
○果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件（農林水産一一五）　三
○畑作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件（同一一六）　三
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇）　四
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一一、一二）　四
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一三～一五）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局二二、二三）　四
○道路に関する件（同二四）　四
○道路に関する件（沖縄総合事務局一）　四

〔国会事項〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　五

〔人事異動〕

内閣　内閣府　警察庁　最高裁判所　五

〔官庁報告〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について　五
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　五
国家試験　六
公認心理師試験委員の公告（文部科学省・厚生労働省）　六
公認心理師試験の施行（同）　六

〔公　告〕

諸事項　六
裁判所　六
相続、公示催告、失踪、破産、再生　六
関係　八
地方公共団体　八
教育職員免許状失効関係　八
会社その他　二四

省令

厚生労働省令第十五号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の十第一項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十五日

厚生労働大臣　後藤　茂之

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（会計監査報告の内容）	（会計監査報告の内容）
第百三十六条　会計監査人は、決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。	**第百三十六条**　会計監査人は、決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この号及び第六号において同じ。）及びその附属明細書並びに連結決算関係書類が当該組合の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項	二　決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この号において同じ。）及びその附属明細書並びに連結決算関係書類が当該組合の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
三～五　（略）	三～五　（略）
六　第二号の意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書の内容と決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容	（新設）
七・八　（略）	六・七　（略）
2　前項第七号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。	2　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一～三　（略）	一～三　（略）